

傷害保険並びに賠償責任保険のあらまし

1. 会員向け傷害保険

この保険は労災保険の適用とならないシルバー人材センターの会員が就業中や就業途上に事故に遭い、ケガをしたとき給付される保険です。治療の際に自己負担となる治療費用も支払われます。

《保険内容》

- **死亡保険金** · · · · · 事故でケガをし、その事故が原因で 180 日以内に死亡したとき保険金を全額支払います。(給付額 1,000 万円)
- **後遺障害保険金** · · · · · 事故でケガをし、その事故が原因で身体の一部を失ったり、機能に重大な障害が残ったときは所定の割合で保険金を支払います。(給付額は障害の程度による。最高 1,000 万円)
- **入院保険金** · · · · · 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで入院した場合、入院保険金日額を支払います。(給付額 1 日当たり 3,000 円)
- **通院保険金** · · · · · 事故の日から 180 日以内にそのケガがもとで通院した場合、90 日を限度として通院保険金日額を支払います。(給付額 1 日当たり 2,000 円)
- **手術保険金** · · · · · 事故でケガをし、手術が必要となった場合は入院給付金の所定の倍数で保険金を支払います。
- **治療費用保険金** · · · · · 事故でケガをし、その治療のために要した実費を支払います。
(限度額 100 万円 ・ 事故日から 1 年限度)

2. 賠償責任保険

シルバー人材センター活動時のさまざまな賠償事故を補償する保険です。

● 対象となる事故

業務遂行中、誤って他人にケガをさせたり、他人の財産を損壊した場合等、第三者に損害を与えた場合

(例えば)

- ・ 草刈作業で石を飛ばしてしまい、車のガラスを割った。
- ・ 剪定作業中脚立が倒れ、下にいた子供がケガをした。

注 意

保険金対象の事故

- (1) センター会員として就業中の事故の場合
ただし、会員の住居および会員保有の作業場での作業中の事故は除きます。
- (2) センター会員として仕事場への往復途上の事故
ただし、通常の経路を外れた場合は除きます。

保険金対象とならない事故（保険金がません）

- (1) 故意によるもの。
- (2) 持病（脳疾患ほか）および他覚症状のない場合（腰痛等）。
- (3) 剪定作業での作業対象物（植栽物）の枯れ。
(技能不足・誤認識および因果関係が不明の場合)

※事故が起こった場合は、ただちにセンターに届け出でください。
届け出が遅れると保険の給付が受けられない場合があります。

きりとりせん

承 諾 書

平成 年 月 日

シルバー保険の給付について承諾いたします。

公益社団法人

加古郡広域シルバー人材センター

理 事 長 様

本人住所 稲美町

本人氏名 印

家族住所

家族氏名 印